別表第六十四号（第201条関係）

外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
法人番号
（注　　1）

放送法第161条の２の規定により、　　年　月　日から　　年　月　日までの外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況を、次のとおり報告します。

<table>
<tr><td>欠格事由に該当することとならないようにするために講じた措置の実施状況</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">変更の届出を要しなかつた外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合の変更（注２）</td><td>変更年月日</td><td>変更前</td><td>変更後</td></tr>
<tr><td></td><td>％</td><td>％</td></tr>
<tr><td rowspan="2">外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合に係る様式の内容の変更（注３）</td><td colspan="3">変更年月日</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>再発を防止するために講じた措置の実施状況（注４）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

（注１）　法人番号の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号を記載すること。

（注２）　記載の事業年度に係る法第160条第２号括弧書の総務省令で定める変更の全てについて記載すること。記載に当たつては、小数点第３位を四捨五入し小数点第２位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20％未満である場合において、小数点第３位を四捨五入して20.00％となるときは四捨五入せず、割合が20％未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載するこ

と（例：19.999456％の場合は19.9994％まで記載すること。）。また、変更内容を証するものとして、別表第六十号の１の（注３）に規定する様式を添付すること。このとき、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、当該注において当該様式の内容を証する書類として添付することとされている書類を添付すること。

（注３）　記載の事業年度に係る第203条第１号に規定する外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合に変更がないものであつて、別表第六十号の１の（注３）に規定する様式の内容に変更があつたものの全てについて記載し、変更内容を証するものとして同様式を添付すること。このとき、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、当該注において当該様式の内容を証する書類として添付することとされている書類を添付すること。

（注４）　過去５年以内に法第166条第２項の規定により認定を取り消さないこととされた認定放送持株会社に限る。

（注５）　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。